

(3) 豊かな心の育成

【総合計画の施策・主な取組より】

学校教育全体を通した道徳教育の充実を図り、人権尊重の意識を高め、心の教育を推進します。また、いじめを含めた生徒指導上の課題について、地域全体で見守る体制を構築していきます。

○道徳教育及び特別活動等の充実

【現状と課題】

- 市内の小中学校では、平成28年度現在、道徳の時間（年間35単位時間）のほか、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等それぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行っています。
- 小学校は平成30年度より、中学校は平成31年度より、「特別の教科 道徳（道徳科）」として位置づけられ、各小中学校で実施されます。これにより、質の高い教科書を使えるようにし、9年間を通じて適切な学習を行うことが求められます。

<小学校低学年の例>

人の気持ちを考えさせ、「してはならないことがあるよ」などの基本的なことを指導し、その上で、道徳的な価値を自分のこととして考えるための、「考え、議論する道徳」を実施します。

- 人ととの触れ合いや生活体験の中から、命の大切さや思いやりのある心、善悪の判断などの規範意識や公共心などを育むことを狙い、教育活動を実施しています。そのために、集団活動等を通して、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を活かす能力を養っていく道徳教育や特別活動の一層の充実が課題です。

【施策の方向】

- ①教育活動のあらゆる場面で、善悪の判断や規範意識、公共心などを育てる道徳教育（道徳科）の充実を図ります。《継》
- ②道徳教育の要としての道徳科を行うにあたっては、他教科との連携を深めながら、発達段階に応じた重点的な指導など、指導の方法・体制の工夫改善に努めます。《継》

- ③児童生徒の発達段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導の充実を図ります。《継》
- ④豊かな心の育成に係る県推進事業を積極的に展開し、規範意識や豊かな心の高揚を図ります。《継》
- ⑤ボランティア活動・あいさつ運動・自然に触れ合う等の体験活動を積極的に取り入れ、自主的に社会に貢献しようとする心を育てます。《継》
- ⑥児童生徒の社会で生き抜く力を育むために、特別活動の充実を図ります。《継》

○人権教育の充実

【現状と課題】

- 各学校では、児童生徒の発達段階において、各教科や道徳教育（道徳科）、特別活動等のそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通じての人権教育を行っています。講演会を開催し、人権に関する研修会が積極的に行われています。これからも人権教育を推進し、人々がお互いに理解を深め尊重し合い、差別や偏見のない社会をつくっていく必要があります。
- 人権教育を推進する中で、全校体制での組織・継続的な推進が必要です。さらには、広く保護者を含めた啓発活動や、学校独自の講演会のような人権教育の指導方法の改善も課題となっています。

【施策の方向】

- ①人権教育推進計画を策定します。《継》
- ②幼児、児童生徒や地域の実態等を踏まえた全体計画・年間指導計画・推進計画等の充実を図ります。《継》
- ③様々な機会を通じて、あらゆる差別解消のための人権意識の啓発に努めます。《継》
- ④教職員自らの人権に関する理解と認識を深め、さらには指導力の向上を図るために研修を行っていきます。《継》
- ⑤PTA の家庭教育学級等を開催し、保護者にも人権に関する教育を推進します。《継》
- ⑥いじめや児童虐待を学校や地域で早期に発見し、早期に対応するなど子どもの人権を大切にします。《継》

⑦「古河市男女共同参画推進条例」や「古河市男女共同参画プラン」に基づき、男女が社会の平等な構成員として、個性と能力を発揮し自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加できるよう男女平等の正しい意識づくりに努めます。《継》

○いじめ・不登校や問題行動等への取組の充実

【現状と課題】

- 平成 27 年度、本市の小中学校での児童生徒によるいじめについては、小学校で 100 件（前年度 115 件）、中学校で 124 件（前年度 44 件）認知し、中学校では増加しています。また、不登校を理由に学校を 30 日以上欠席した児童生徒は、小学校で 28 名（前年度 32 名）、中学校で 146 名（前年度 146 名）となっており、不登校出現率は小学校では 0.39%（前年度 0.33%）、中学校では 3.31%（前年度 3.27%）であり、小中学校ともに増加しています。不登校に関しては、中学入学時に人間関係や授業の形態が変わることで不登校になる「中 1 ギャップ」も指摘されています。
- こうしたことから、市では教育支援センター・ホームスタディーサポート事業などの教育相談事業を行っています。いじめや不登校及び軽度発達障害等をはじめとする学校不適応等の諸問題に関する相談件数は、述べ件数で電話相談が 1,531 件（前年度 1,091 件）、面接相談が 2,575 件（前年度 1,801 件）、訪問相談が 468 件（前年度 378 件）と増加傾向にあります。いじめや不登校等の学校不適応の状況にある児童生徒の心のケアや学習支援を行うために派遣したホームスタディーサポーター（教員や臨床心理士を目指す大学生等による有償ボランティア）の派遣回数は、423 回ありました。また、いじめや不登校等の学校不適応の状況にある児童生徒の 40 名（22.5%）が教育支援センターに進級し、そのうち 25 名（60%）が部分的にも含め、学校復帰することができました。

★中 1 ギャップ＝

小学生から中学 1 年生に進学した時に、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。

【施策の方向】

- ①「古河市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめを許さない学校づくり」を推進します。《継》
- ②不登校対策として、中1ギャップ解消のため「人間関係づくり能力の育成」、「思春期における内面へのきめ細かな対応」「小中連携体制の充実」等に取り組みます。また、いじめや不登校に関し、小学校から中学校への情報提供を行います。《継》
- ③学校、地域及び家庭がそれぞれの果たす役割を確認し、連携していくことで児童生徒のいじめや不登校、非行等の問題の解決を図ります。《継》
- ④関係諸機関との連携（中学校区地域連絡協議会の開催、教育支援センターとの連携）を強化します。《継》
- ⑤教育支援センターやホームスタディサポート事業などの教育相談事業の充実を図ります。《継》
- ⑥児童生徒の社会的スキルを育成するプログラムの開発や実践を通して、児童生徒相互の好ましい人間関係づくりを支援します。《新》
- ⑦中学校にスクールガードを配置し、問題行動に対応し安心して学べる環境をつくります。《継》
- ⑧義務教育終了後のサポートに関して、福祉等の関係機関と連携を図ります。《新》

★社会的スキル＝

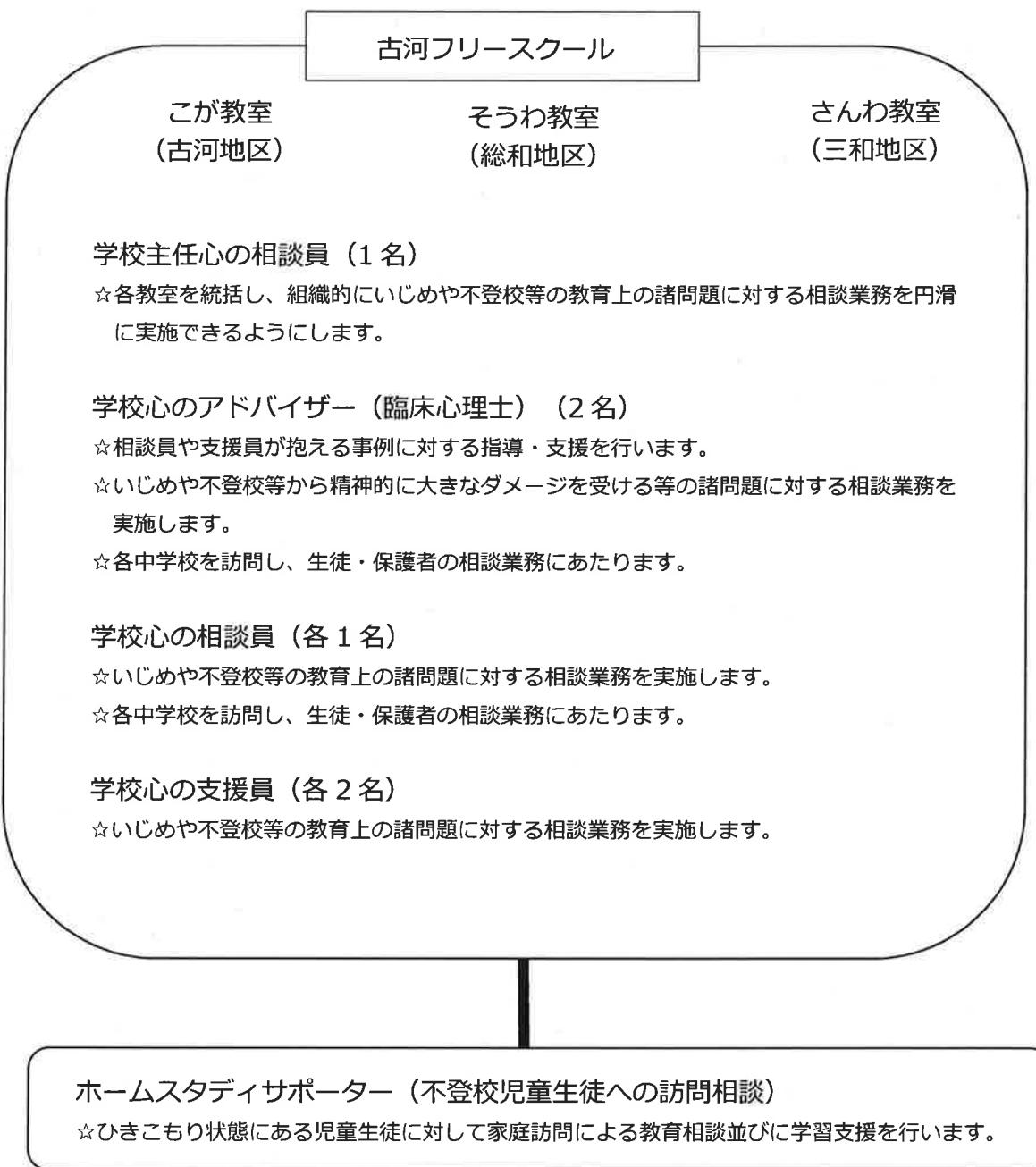
社会の中でうまく他人と関わり、共に生活していくために必要な能力。

★スクールガード＝

学校生活に適応できない生徒に対し、学校生活における生徒への指導及び支援を実施し、生徒の安全と学校生活の安定及び向上に努める。

図表 教育支援センターやホームスタディサポート事業

教育支援センター



(4) 体力の向上

【総合計画の施策・主な取組より】

児童生徒の健康保持・増進の基礎を培うため、体力テストの結果の活用を図り「体力アップ推進プラン」に基づく実践と評価を行い、学校教育全体を通した体力の向上を図ります。

【現状と課題】

- 学校での体育は、子どもたちが運動に親しみ、心身ともに健康で活力のある生活を営むための基礎的能力を育成する上で大切な学習です。そのためには学習の狙いを明確にし、「技術向上、知的理理解、仲間との係わり」をバランスよく組み込み、基礎的、基本的な内容の確実な定着を図る学習の展開が必要となっています。
- 各学校においては、全児童生徒を対象とした体力・運動能力調査を実施し、その結果を相対的に把握することにより、個々に応じた体育指導を行い、体力の向上を図っています。楽しみながら、しかも実践力に結びつく知識の習得と、それらを活用して考えさせる学習の展開が必要となっています。

＜各学校での事例＞

- ・スポーツランキング(県)事業に積極的に参加し、県内では「連続8の字縄跳び」等において上位を占めています。
- ・業間運動を実施し、なわとびや持久走を行っています。
- ・著名なスポーツ選手などの外部講師を招いて、授業を開催しています。

【施策の方向】

- ①体力・運動能力の調査を行い、その結果を授業や運動部活動などに有効活用します。《継》
- ②子どもたちに運動の楽しさと興味を持たせるため、外部講師の積極的な活用を図ります。《継》
- ③中学校の運動部活動を含めて、指導者の育成と質の向上を図ります。《継》
- ④指導計画の改善と充実を図り、運動の特性に触れる楽しさを学ばせ、基礎的、基本的な内容の習得に努めます。《継》



中学校部活動

(5) 特色ある教育活動の展開

【総合計画の施策・主な取組より】

学校の意欲的な提案を支援することにより、特色ある教育活動の展開を図ります。

【現状と課題】

- 小中学校の活性化を図るため、児童生徒の「科学する心」を育てる取組に対して、その活動を学校教育活動支援事業に指定し、支援しています。

<科学する心>

- ・すごい！ふしぎ！と身の回りの出来事に驚き、感動し、想像する心
- ・自然に親しみ、自然の不思議さや美しさに驚き、感動する心
- ・動植物に親しみ、様々な命の大切さに気づき、命と共生し、人や自然を大切にする心
- ・暮らしの中で人・もの・出来事と意欲的にかかわり、ものを大切にする心、感謝する心や思いやりの心
- ・遊び、学び、共に生きる喜びを味わう心
- ・好奇心や考える心、その心の動きから生まれる創造性や分かったときの喜びを味わう心
- ・自分の思いや考えを表現し、考え・つくり出していく楽しさの体験や、やり遂げる心

<平成28年度支援事業例>

- ・ロボットプログラミング
- ・おもしろサイエンスショー（おもしろ理科先生実験教室）
- ・井戸掘り体験活動
- ・渡良瀬遊水地等の体験型環境学習
- ・工業高校と連携した理科教室
- ・熱気球体験学習（同乗体験等）
- ・JAXA等宇宙に関する施設見学
- ・茨城県自然博物館（ミュージアムパーク）と連携した理科学習など

- 理科教育の推進のため、理科教育支援員 6名を小学校に派遣し、理科の授業での実験・観察等の補佐を行っています。

【施策の方向】

- ①学校教育活動事業を実施し、各学校の実態に合わせて「科学する心」の育成に努めます。《継》
- ②理科教育支援員を各小学校に配置し、理科の実験・観察等を支援します。《継》



おもしろ理科先生派遣事業

(6) キャリア教育の推進

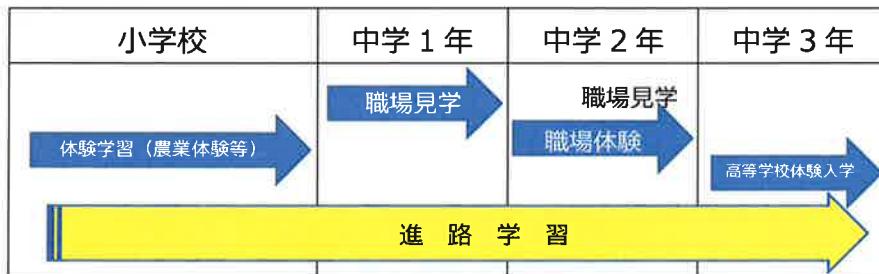
【総合計画の施策・主な取組より】

企業及び関係機関と連携を図りながら、人間性や様々な能力の育成を通じて、個々に応じたキャリアに関する価値観の形成を促します。

【現状と課題】

- 社会の構造が大きく変化する中で、若者の勤労に対する意識も変化し、ニートと呼ばれる若者や職に就いても長続きしない若者が増えています。そのため、学生のうちから職場体験や就業体験など体験的・実践的な学習を行うとともに、ものづくりを体験させることなどを通して、望ましい勤労観・職業観を育む必要があるとされています。
- 本市では小学校のうちから、学年に応じて特別活動の時間を中心にキャリア教育として職業観を培う進路指導の授業に取り組んでいます。
- 小学校では、農業体験等の体験学習を、また、中学校1年生では職場見学、中学校3年生では高等学校体験入学を行っています。中学2年生時に、総合的な学習の時間や夏休みなどをを利用して、職場体験学習を実施しています。学校によっては、事業所へのアポイントメントから生徒が行うことにより、勤労観・職業観を育んでいます。

＜進路学習の系図＞



【施策の方向】

- ①児童生徒の一人ひとりの勤労観・職業観を育成するために、学校の教育活動やボランティア活動を通して、児童生徒の発達段階に応じた小学校からの組織的・系統的なキャリア教育を推進します。《継》
- ②職場体験学習では希望業種への受け入れ態勢の整備やアポイントメントから体験、礼状の送付まで一貫した教育を行います。《継》

③今までの受入れ事業所の一覧表を学校と教育委員会がタイアップして作成し、
活用していきます。《継》



小学生の農業体験



中学生の職場体験

(7) 教職員の資質・能力の向上

【総合計画の施策・主な取組より】

学校や教職員のニーズに合わせた研修を通して、教育のプロとしての確かな力量と総合的な人間力を高め、信頼される教職員を育成します。

○研修の充実

【現状と課題】

- 学校教育の直接の担い手である教員には、教育者としての使命感や人格はもちろんのこと、児童生徒に対する教育的愛情、教科などに関する専門的知識、幅広く豊かな教養、これらを基盤とする実践的指導力等が求められています。このような多様な資質を持った優れた人材を確保するためには、教職員に対する研修の充実や、ワーク・ライフ・バランスを踏まえた配慮が不可欠です。
- 市では、様々な教育的課題に対応するため、各種の研修会を実施し、平成28年度は延べ約700名の教員が参加しています。研修会については、全職員対象としたり、希望制にするなどし、公平に研修する機会を保っています。また、古河市教職員で組織する市教育研究会への補助を行う等、教職員の資質の向上を目指す研修会等の援助を行っています。長期休業中には、積極的に外部の研修会等への参加も実施しています。

	対象	事業
研修支援	若手教員	指導力アップ訪問、初任者等研修
	中堅教員	要請訪問
	管理職	計画訪問
	全職員	計画訪問、要請訪問
教育課題対応	能動的学び	学力向上推進委員会、教育論文研修会
	ICT 活用	ICT 訪問
	人権教育	人権教育推進訪問、人権教育研修会、人権教育講演会
	外国語教育	日本語指導研修会、英語教育研修会
	特別支援教育	特別支援教育集合指導訪問、特別支援教育研修会
	生徒指導	社会的スキル学習研修会

- 各学校では、全教科、全領域にわたり、年間計画に位置づけた校内研修会を実施しています。

【施策の方向】

- ①様々な教育的課題に対応するため、各種研修会の充実を図ります。《継》
- ②古河市教職員で組織する市教育研究会が行う研修会等の充実のための支援を図ります。《継》
- ③教員としての専門性の充実、経営管理能力の向上及び国際的視野の拡大を図るため、教員を大学や大学院、企業、海外等へも積極的に派遣します。《継》
- ④各学校で行っている校内研修会の充実のための支援を図ります。《継》
- ⑤法令順守(コンプライアンス)も含めた必要な研修の機会を確保するとともに、市の教育の現状や課題、教育課程の方向性を踏まえた研修を体系的に実施します。《拡》

○指導法等の研究

【現状と課題】

- 市では、市内小中学校の学校教育の充実を図るために、学校で実施する教育課程についての指導・助言や授業改善に関する指導を実施しています。各小中学校 32 校に年 1 回の計画訪問を、さらには各学校の課題に応じた要請訪問を行い、適切な指導助言を行っています。指導にあたっては指導主事が、県（県西事務所含む）での研修会やそ

の他県内外での各領域での研修会で得た内容を、各学校の教職員に伝達し、指導をしています。また、市の教育研究会でも、「学力向上」、「豊かな心の育成」、「体力向上」等において指導方法の研鑽や教員の資質の向上等を図っています。

【施策の方向】

- ①児童生徒の実態を把握した上で具体的な指導が必要なため、学校訪問を通しての指導を行っていきます。《継》
- ②研修等を通し、教員の授業での実践力を高めていきます。《継》
- ③「主体的・対話的な深い学び」を実現するため、教育研究会主催の研究指定授業に取り組みます。《新》
- ④教育研究会の活動をサポートします。《継》
- ⑤各学校のカリキュラムの編成や指導計画、指導方法や指導案づくり等の相談・支援を行います。《継》

★指導主事＝

学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教育職員。教育委員会の事務局に置かれています。

(8) 読書教育の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

学校図書の充実や古い図書の計画的な更新に努め、学校における読書環境を整えます。

【現状と課題】

- 急速な情報通信技術の進展やグローバル化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。21世紀を生き抜く子どもたちにとって、ICTの活用による新たな学びは大切なものになっています。一方で、携帯電話や携帯型ゲーム機の普及などが子どもたちの読書の機会の減少に少なからずとも影響を与えているとともに、活字離れなどの懸念状況が広がっているといえます。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものと捉え、推進しています。
- 県の事業である「みんなにすすめたい一冊の本事業」を推進し、読書の習慣化を進めています。この事業は、小学校4~6年生は年間50冊以上で、中学生は年間30冊以上で表彰されています。様々な機会でこの事業を推進できるよう各小中学校に助言・指導を行っています。
- 学校図書館の環境整備の充実に向けて、学校図書館支援員を各小中学校に配置し、児童生徒に本を読みたいと思わせるような図書室の環境を作成したり、授業で使いやすいように本を選定しています。
- 児童生徒の読書習慣の確立に向けて、各校で、朝の自習の時間に全校一斉読書の時間を設けています。また、小学校などでは、ボランティアを活用して読み聞かせやブックトーク等を実施し、読書への関心を高めています。

【施策の方向】

- ①読書の習慣化を目指し、今後も県の事業である「みんなにすすめたい一冊の本事業」を推進します。《継》
- ②学校図書館の環境整備の充実に向けて、学校図書館支援員を各小中学校に配置します。《継》

(9) 中等教育学校との連携の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

中等教育学校との連携によって、児童の学習意欲の向上を図るとともに、インタラクティブイングリッシュフォーラム等の各種イベントでの生徒・指導者の交流を推進します。

【現状と課題】

- 現在、公立の中等教育学校は茨城県内に2校あり、そのうち1校が古河市内に設置されています。古河市内の小学校から入学している生徒もあり、連携を推進しています。
- 総合体育大会市内大会では、部活動で競い合い、合同の市内の作品展では、中等教育学校からも生徒の作品の出品があり、互いの作品に刺激を受けています。また、「中学生の主張大会」やインタラクティブフォーラムへの参加で、互いの考え方や英語力の向上に向け交流を深めています。さらに、学校警察等連絡協議会等に中等教育学校の校長等も参加し、市内小中学校の校長等との情報交換や行動連携を行っています。

★インタラクティブフォーラム＝

英語を使って双方向的かつ論理的コミュニケーションを図る力を高め「国際県・茨城」を担う児童生徒の育成のため実施しています。

【施策の方向】

- ①小中学校と中等教育学校の教職員の交流を図り、情報を交換する機会と場の提供を行います。《継》
- ②小中学校と中等教育学校の生徒たちが運動や文化などの活動を通して、交流を進めます。《継》

3. 地域教育機関の充実

(1) 新たな教育機関の誘致

【総合計画の施策・主な取組より】

専門学校や大学など高等教育機関の誘致に向けた調査を進め、多彩な人材の輩出や、市内の専門性の高い人材の確保を図ります。

【現状と課題】

- 市では、合併に対する市民の期待に応える先導的プロジェクトとして、高等教育機関の誘致を定めています。県内人口5番目の都市にふさわしい高次都市機能の一つとして、高等教育機関を誘致し、人材の育成を図ることを目的としています。
- 経済の混迷や財政的な課題等から誘致時期等の具体的な施策の検討は進まず、今後は優れた企業や教育研究機関の誘致とあわせ検討することが必要となっています。

【施策の方向】

- ①大学など高等教育機関の移転、誘致を検討します。《新》

(2) 小中連携の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

学校ごとに小中一貫校を見据えた小中連携推進協議会を設立し、学校、家庭及び関係者が目的を共有し、新しい教育環境の整備を目指します。また、9年間を見通したカリキュラムの編成や人的交流を図るなど、実態に応じた小中一貫及び小中連携を推進します。

○教育環境の整備

【現状と課題】

- 子供の健やかな成長を図るためにには、義務教育期の9年間の発達段階を見通した教育を推進していくことが大切です。また、小中学校の接続を滑らかにすることで、教科担任制や部活動などの新たな人間関係の変化に悩むいわゆる中1ギャップの解消も求められています。
- 市内各中学校区では、朝のあいさつ運動や運動会、学校祭等においての児童生徒の交流が実施されていますが、より高い教育効果を生み出すために、子供たちの成長を支える学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育環境の構築が課題となっています。

【施策の方向】

- ①学校ごとに小中一貫校を見据えた小中連携推進協議会を設立し、学校、家庭及び関係者が目的を共有し、新しい教育環境の整備を目指します。《継》

○教育内容の充実

【現状と課題】

- 子供の義務教育期における資質・能力・態度等のよりよい育成のためには、9年間の義務教育終了時点での生徒像を小中学校で具体的に共有することが必要です。現在、各中学校区において、授業や家庭学習の決まりを同じくして指導したり、中学校の教員が小学校に出前授業を実施したりする取組が行われています。
- この取組を充実させ、児童生徒が小中学校の段差をスムーズに超えて、学習に向かえるように、指導者が小中の教育目標の差を理解し、学習内容の系統立てをすることが課題となっています。

【施策の方向】

- ① 9年間を見通したカリキュラムの編成や小中学校間で教員の人的交流を図るなど、実態に応じた小中一貫及び小中連携を推進します。《継》



小中連携の推進に向けたあいさつ運動の取組

政策Ⅲ 安心して学べる教育環境の充実

1. 学校施設・設備・備品の充実と維持管理

(1) 学校施設の計画的な管理運営

【総合計画の施策・主な取組より】

学校施設長寿命化計画に基づき、複合化等を視野に入れた管理運営を行い、安全・安心な教育環境を提供します。

○学校施設の整備

【現状と課題】

- 学校施設の老朽化が進んでおり、児童生徒の安全性を考えた場合、計画的に施設の修繕を図っていく必要があります。
- 小規模修繕については、数多くの修繕を隨時対応しています。
- 大規模修繕については、対象施設を精査し修繕を行っていますが、修繕内容、修繕時期等も踏まえながら対応しているため遅れている状況にあります。
- 校務支援システムのサーバー機器類の老朽化により、速やかな機器類の交換が必須となっています。
- 地域住民の災害時の緊急避難場所としての役割を担っています。

【施策の方向】

- ①安全安心な学校施設を保つよう、適切な施設の管理と計画的な整備を行います。
《継》
- ②小規模修繕については、隨時、早急な対応により修繕を行っていきます。《継》
- ③大規模修繕については、修繕計画を立て、緊急性の高いものから順次修繕を行っていきます。《継》
- ④校務支援システムの運用に障害が起きる前に、サーバー機器類の交換をしていきます。《継》
- ⑤地域住民の緊急避難場所として、安全安心な施設整備を行っていきます。《拡》

★校務支援システム＝

児童生徒の出欠状況や指導要録を記憶し保管出力するシステムの総称。

★緊急避難場所＝

小中学校指定避難場所 19 校

○校内安全管理の充実

【現状と課題】

- 一日の大半を過ごす学校は、子どもたちにとって安心・安全な場でなくてはなりません。そのためには授業中をはじめ、休み時間、登下校時の安全を確保するための適切な指導や見守りはもちろんのこと、安心して学業に打ち込める環境づくりに努める必要があります。
- 市内の各学校では、防犯カメラや学校の門扉を閉め切る、来客者に名札をつけてもらうなど不審者対策を行っています。また、大規模な地震災害や万が一の火災等に備え、定期的な避難訓練を行い、緊急時の対応、心構えについての指導も行っています。さらには、不慮の事故から子どもたちを守るために、定期的に遊具等を含め、施設の安全点検を行っています。

【施策の方向】

- ① 防犯カメラや学校の門扉を閉め切る、来客者に名札をつけてもらうなど不審者対策を行っていきます。《継》
- ② 不審者の侵入等に備え、警察の協力のもとに防犯教室を開催します。《継》
- ③ 定期的な避難訓練を行うなど、地震災害や万が一の火災等に備え、緊急時の対応、心構えについての指導を行います。《継》
- ④ 定期的に遊具や施設の安全点検と整備を行っていきます。《継》
- ⑤ 学校ごとに危機管理マニュアルの点検、見直しを行い、常に危機管理意識の保持と体制の充実に努めます。《継》
- ⑥ 教職員間の情報の共有を図り、地域、家庭との連携による学校内外の安全を確保します。《継》

(2) 学習環境の充実

【現状と課題】

- 小中学校施設内備品については、老朽化、破損、不足等の状況により計画的に購入しています。
- 小中学校では ICT 機器を導入し、授業等に活用しています。
- 小学校では、タブレット型端末を指定校 3 校には全児童分、その他の小学校には約 40 台整備しています。
- 中学校では、タブレット型端末を指定校 1 校に約 40 台整備しています。
- 中学校では、既存の LAN 環境を活用し、ノート型パソコンを各 40 台整備しています。
- ICT 機器の導入に比例し、維持管理費等が必然となるため、新規機器導入時は、維持管理費等も含めた総合的判断が必要となってきます。
- 小学校の空調設備は整い、中学校への整備を進めています。

【施策の方向】

- ①小中学校施設内備品については、有効利用を図りながら計画的に購入していきます。《継》
- ②学習指導要領に対応した教材等を整備し、不足等により授業に支障を来さぬよう、学校と調整しながら整備していきます。《継》
- ③国からの指定校が経験したことを、市内小中学校で共有化し、最先端の学習環境を開拓していきます。《拡》
- ④小中学校では引き続き ICT 機器の導入を図ります。《継》
- ⑤小学校でのタブレット型端末、中学校でのノート型パソコンについては、児童・生徒 3.6 人に対して 1 台の割合で整備されるよう取り組んでいきます。《拡》
- ⑥新規機器の導入にあたっては、その後の維持管理費等も検討しながらバランスの取れた機器の導入をしていきます。《継》
- ⑦中学校の空調設備の整備を順次進めます。《継》

★ICT 機器 =

タブレット端末器、大型ディスプレー、実物投影機、デジタル教科書ソフト等

★タブレット型端末 =

液晶ディスプレーなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。



ICT 機器を活用した授業

2. 就学しやすい環境づくり

(1) 多様なニーズに対応した就学支援

【総合計画の施策・主な取組より】

児童発達支援センターとの連携を強化して、就学相談、就学指導の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員を活用し、特別な教育的ニーズのある児童生徒が生活や学習上の困難を克服できるよう支援を行います。また、日本語指導員を活用し、帰国子女・外国人児童生徒への日本語指導を行い、学校生活への適応を図り、多様なニーズに対応した就学支援を推進します。

【現状と課題】

- 保護者の経済的理由により就学が困難な状況にある児童・生徒に対して、就学に必要な費用の一部を援助し、児童生徒の円滑な就学を図っています。また特別支援を必要とする児童生徒に対し、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育を円滑に行うため、就学に必要な費用の一部を助成しています。
- 市には、経済的理由により高等学校への就学が困難な生徒に、松岡奨学基金を財源としての奨学資金給付制度がありますが、今後もPRに努め、就学が困難な生徒への支援を続けます。
- また市では、日本語指導を要する児童生徒支援事業として、外国籍で日本語指導を必要とする児童生徒への適応指導を行っています。平成28年度は、日本語指導を担当する職員1名と日本語指導サポーター1名で、対象児童生徒89名に対して、指導・援助を行っており、対象児童生徒の日本語力が向上し、学級・学校への適応が進んでいます。なお、保護者に対しても、面談・家庭訪問等で通訳や学校の文書や通知表の翻訳を行っています。
- 学校生活を行う上で、学習や生活上の支援が必要な障害のある児童生徒に対し、学校からの希望、教育委員会での調査を行った上で市独自の特別支援教育支援員を派遣しています。

★日本語指導センター＝

小中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国人や帰国子女等の児童生徒に対し、日本語指導をはじめとする学校への適応指導やその保護者への援助、一般児童生徒への国際理解教育を行っています。日本語指導を担当する職員により各学校とのスケジュール調整を行い、有償ボランティアである日本語指導センターを各学校に派遣するとともに、日本語指導を担当する職員自らも各学校へ出向いています。

図表 平成 27 年度 要保護・準要保護就学援助事業実施状況

対象者	対象人数	金額
支援児童	341 名	13,102 千円
支援生徒	182 名	11,492 千円
合 計	523 名	23,594 千円

図表 平成 27 年度 特別支援就学奨励事業実施状況

対象者	対象人数	金額
支援児童	286 名	8,025 千円
支援生徒	107 名	4,885 千円
合 計	393 名	12,910 千円

【施策の方向】

- ①児童生徒の教育の機会均等を図る上で、経済的に就学が困難な家庭における生活の安定のため、及び児童生徒の健全な育成のために、就学援助制度の適正な運用に努めます。《継》
- ②日本語指導を要する児童生徒の支援については、外国籍児童生徒の増加に対応できるよう、日本語指導センターの計画的増員を図っていきます。《継》
- ③奨学資金給付制度の PR に努め、就学が困難な子どもたちへの支援を行っていきます。《継》
- ④障害のある児童生徒が自立や社会参加に向けた主体的な取組ができるよう、また、学校生活を安心・安全に送れるよう今後も特別支援教育支援員事業を継続して行います。《継》

3. 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり

(1) 開かれた学校づくり

【総合計画の施策・主な取組より】

学校の教育目標や教育活動を広く公開し、保護者や地域から信頼される地域に開かれた学校をつくります。また、学校の自己評価や学校関係者評価などにより、学校の課題、保護者や地域の要望を把握し、学校運営の改善を図ります。

【現状と課題】

- 教育活動の状況について、情報発信と説明責任を果たすよう、各校のホームページや学校だよりを通して、学校行事や校外学習などの教育活動を保護者・地域の方々にお知らせしています。
- 地域の専門的な知識・技能を有する人材を活用し、GT（ゲストティーチャー）による授業や、地域の方々の協力による、下校時の見守り・奉仕活動を実施しています。
- 地域の自然や産業等の教材化を図っています。
- 各学校で組織される学校評議員会を設置し、学校と地域の連携を深めています。
- 各学校で、児童生徒・保護者・教職員を対象に、学校における単年度の教育活動の成果・効果に対するアンケート調査(学校評価)を実施したり、保護者や地域住民による学校関係者評価(外部評価)を実施するなどして学校運営の改善に努めています。

【施策の方向】

- ① 学校のホームページを充実し、各校の取組を紹介するなど、広く情報発信に努めます。《新》
- ② 総合的な学習の時間を有効に活用するために、地域の人材活用を進めるよう努めます。《継》
- ③ 地域との連携を深めるため、学校評議員制度の一層の活用に努めます。《継》
- ④ 学校評価や学校関係者評価を活かし、学校運営を改善し、特色ある学校づくりを進めます。《継》

★GT=

ゲストティーチャーのことで、指導者として特別に学校に招いた一般の人々のこととを指しています。地域の方で専門的な知識や技能をもち、高い識見を備え、それらを活かして授業に参加、学習指導の一助を担い、学習目標の達成のために活用する形として定着しています。

★学校評議員=

教育に関する理解及び識見を有する地域の方で、教育活動の実施並びに地域社会、家庭及び学校の連携促進等の学校運営に関して意見や助言を行います。



ゲストティーチャーによる家庭科の授業

(2) 子どもの居場所づくり

【総合計画の施策・主な取組より】

放課後児童クラブを充実し、児童の安全確保と健全な育成を図ります。

○放課後児童対策の充実

【現状と課題】

- 少子化や核家族化、女性の社会進出等により、家庭や地域での子どもの居場所がなくなりつつあります。こうしたことから市では、小学校就学児童のうち、昼間保護者のいない家庭の子どもたちが、放課後を家庭的な雰囲気の中で安全にのびのび楽しく過ごす放課後児童クラブを開設しています。現在市内の全小学校（23 小学校）で設置され、平成 28 年 5 月 1 日時点で 1,387 名の児童が利用しています。
- 放課後児童クラブを含む子どもの居場所づくりに対する需要は、今後多くなることが予想されることから、放課後児童クラブをさらに充実し、集団生活の中で遊びを通じて心身ともに健やかに育成を図る必要があります。

【施策の方向】

- ①放課後児童クラブの運営をとおして、児童の健全な育成を図ります。《継》
- ②放課後児童クラブの施設の運営等の充実を図ります。《継》

○児童の安全確保

【現状と課題】

- 不審者等情報システムにより、不審者情報、災害情報を携帯電話等にメールで配信しています。
- 平成 28 年 11 月末日までに 13,239 件の登録があります。
- 平成 27 年度は不審者情報が 17 件、災害情報が 3 件あり、平成 28 年 4 月から 11 月までに不審者情報が 26 件、災害も含めたその他情報が 13 件あり年々増加しています。
- 中学校の全生徒に、通学用ヘルメットを貸与しています。

【施策の方向】

- ①不審者等情報メールにて、迅速にメールの配信を行い、情報の共有化を図ります。
《継》
- ②保護者、市民、各種関係団体へメールの登録を推進します。《継》
- ③中学生には引き続き、通学用ヘルメットを貸与します。《継》

★不審者等情報メール=

教育委員会宛に届いた各情報を配信しているメールのこと。

4. 学校保健の充実

(1) 児童生徒・教職員の健康の保持・増進

【総合計画の施策・主な取組より】

健康診断を実施して、児童生徒、教職員の健康状態を把握し、健康の保持や増進に努めます。

【現状と課題】

- 偏食や朝食をとらない子どもの増加、慢性的な睡眠不足などの生活習慣の乱れ、ストレスに起因した心身の病など子どもの健康に関する問題は深刻化しています。さらには薬物乱用や性の逸脱行動など、新たな問題への対応にも迫られています。
- 市では学校医を委嘱し、学校保健法に基づいて就学予定児童に対する健康診断を行っています。就学前の児童の心身の状況を把握することで、治療勧告や保健上必要な助言を行うとともに、就学指導等で活用することにより適切な就学措置を行っています。また、児童生徒及び教職員に対しても、適切に健康診断を行っています。平成27年度の児童生徒の受診率は99.2%となっています。定期健康診断を行うことで、児童生徒及び教職員の疾病の早期発見、早期治療さらには予防に努めています。
- 各学校では、性教育や薬物乱用の防止に努めています。薬物の乱用が一般社会の中に浸透しつつある今日、薬物の乱用の恐ろしさを十分に認識させるとともに、絶対に使用させないための防止策を講じる必要があります。

【施策の方向】

- ①学校保健法に基づき、就学予定児童に対する健康診断、児童生徒及び教職員に対する健康診断を実施します。《継》
- ②自己の健康保持・増進を図ることができるよう、児童生徒の発達段階に応じ、性教育も含めた保健教育を計画的に行っていきます。《継》
- ③古河市医師会・古河市歯科医師会等の協力を得て、学校医の完全な配置を図るとともに、古河市学校保健会の充実に努めます。《継》
- ④学校医や教職員、及び保護者代表等から構成される学校保健委員会と連携し、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。《継》

政策IV 子どもの健全な成長のための学校給食の充実

1. 学校給食施設の活用と衛生管理・効率的運営

(1) 学校給食センターの活用

【総合計画の施策・主な取組より】

県内最大級の供給能力を持ち、アレルギー対応のできる、新たに整備した学校給食センターを十分に活用します。

【現状と課題】

- 平成26年度に新設した学校給食センターにおいて、古河地区の中学校、総和・三和地区の小中学校の計26校、及び、古河中等教育学校の前期課程に約9,500食の給食を提供しています。
- 調理業務を民間に委託し、民間活力を活かした効率的な運営を図っています。

【施策の方向】

- ①最新鋭の学校給食センターを十分に活用し、給食の質の向上と効率的な運営を図ります。《継》
- ②調理業務を民間に委託し、民間活力を活かした運営を図っています。《継》
- ③アレルギー対応食（除去食）の提供を推進します。《継》
- ④自校給食が非常時で機能停止した場合、給食提供に対応します。《拡》



給食時の教室

(2) 自校給食室の運営管理

【総合計画の施策・主な取組より】

古河地区小学校の自校給食室の施設・設備の適切な維持管理に努め、自校給食事業の円滑な運営を図ります。また、将来的な自校給食室の運営方式について検討します。

【現状と課題】

- 古河地区の小学校（一小から七小）については、学校内の給食調理室で調理し、給食を提供しています。
- 自校方式では、食材の調達、調理員の確保等様々な課題があります。

【施策の方向】

- ①自校給食室の円滑な運営を図ります。《継》
- ②自校給食室の施設・設備の適切な維持管理に努めます。《継》
- ③将来的な自校給食室の運営方式（調理の民間委託）について検討します。《新》
- ④自校給食施設の老朽化による大規模改修が必要な場合は、段階的に学校給食センターへの移行を検討します。《新》

学校給食各施設概要

区分	施設名	竣工年月	設備方式	調理業務	給食調理能力 (計画食数)	受配校
						学校名
センター方式	古河市立学校給食センター	H26年7月	ドライ方式	調理業務は民間に委託	12,000 食	駒迎小
						下大野小
						上辺見小
						小堤小
						上大野小
						駒羽根小
						西牛谷小
						水海小
						下辺見小
						中央小
						諸川小
						大和田小
						駒込小
						八俣小
						名崎小
						仁連小
						古河第一中
						古河第二中
						古河第三中
						総和中
						総和北中
						総和南中
						三和中
						三和北中
						三和東中
						古河中等
自校方式	古河第一小学校	H27年3月	ドライ方式	直営	500 食	
	古河第二小学校	H22年2月(築6年)	ドライ方式	直営	600 食	
	古河第三小学校	H13年10月(築15年)	ドライ方式	直営	500 食	
	古河第四小学校	H20年2月(築8年)	ドライ方式	直営	700 食	
	古河第五小学校	H13年11月(築15年)	ドライ方式	直営	300 食	
	古河第六小学校	H19年1月(築9年)	ドライ方式	直営	700 食	
	古河第七小学校	H15年1月(築13年)	ドライ方式	直営	600 食	
	計				3,900 食	
				給食調理能力	15,900 食	

(3) 給食施設の衛生管理の徹底

【総合計画の施策・主な取組より】

保健所などとの連携や、栄養士・調理員等を対象とした研修会の参加・実施などにより、各給食施設の衛生管理及び調理業務の安全管理の徹底を図ります。

【現状と課題】

- 栄養士・調理員等を対象とした研修会の参加・実施などにより、各給食施設の衛生管理及び調理業務の安全管理の徹底を図っています。
- 調理従事者の日々の健康チェック及び定期的な保菌検査を実施し、食中毒や感染症の蔓延を未然に防ぐ対策を取っています。

【施策の方向】

- ①学校給食衛生管理基準に基づき、調理機器の日常点検及び定期点検の徹底に努めます。《拡》
- ②食中毒を防止するため、学校給食衛生管理基準の遵守徹底を図り、給食従事者に対する衛生管理に関する研修・指導の充実に努めます。《継》
- ③栄養士による巡回指導等、衛生管理指導体制の充実を図ります。《継》
- ④ノロウイルス対策として精密な細菌検査を実施し、食中毒及び感染症の発生を防止します。《拡》

★保菌検査（通常行われる検査項目）=

コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌（O-157等）、
サルモネラ

★学校給食衛生管理基準=

学校給食法第9条第1項に基づき、平成21年4月1日から施行。

- ・学校給食法第9条第1項

文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

(4) 効率的な給食施設の運営

【総合計画の施策・主な取組より】

給食費未納対策の実施や給食業務の運営手法の検討などにより、各給食施設の効率的な運営を図ります。

【現状と課題】

- 学校給食費の収納率向上のため、給食費は学校徴収としています。
- 食材調達は、見積合わせ（例月）を実施し、経済的かつ効率的に行ってています。

【施策の方向】

- ①学校徴収による給食費未納の抑制に努めます。また、給食費負担の公平性を保つため、未収給食費の徴収を各学校と連携し取り組みます。《継》
- ②食材調達の方法を改善し、経済的かつ効率的な調達に努めます。《拡》
- ③学校給食費については、適正な保護者負担となるよう、食材料費の推移など社会情勢を見極めながら、見直しを行います。《継》

(5) 食育拠点の充実

【総合計画の施策・主な取組より】

学校給食センターを食育の拠点とし、児童、生徒、保護者に食育を学ぶ場を提供することで、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の育成を図ります。

【現状と課題】

- 学校給食センターを食育の拠点とし、児童生徒に食育を学ぶ場を提供することで、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の育成に活用しています。

【施策の方向】

- ①児童生徒だけでなく、保護者や地域の方々も見学・研修・体験等に活用できる施設として、学校給食を通した食育の拠点としての活用を推進します。《拡》
- ②学校給食への理解を深めてもらうため、給食試食会を実施します。《拡》
- ③体験型施設を活用し、公衆衛生の普及啓発に努めます。《拡》



学校給食センターの回転釜

2. 食育や地産地消による学校給食の推進

(1) 食育の推進・栄養指導

【総合計画の施策・主な取組より】

栄養教諭等による食に関する栄養指導を充実させ、望ましい食習慣の育成を図ります。

○学校における食育の推進

【現状と課題】

- 食生活が豊かになる一方で、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れなどが問題となっています。

【施策の方向】

- ①学校給食は「生きた教材」であることから、学校給食を有効に活用し食に関する指導の充実に努めます。《継》
- ②栄養教諭や学校栄養職員を中心として、望ましい食習慣と健全で豊かな食生活を実践する力の習得に努めます。《継》
- ③食育に関する指導を推進します。《継》

《指導重点項目》

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解します。
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につけます。
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について、自ら判断できる能力を身につけます。
- ・食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を持ちます。
- ・食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけます。
- ・各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心を持ちます。

○安全安心でおいしい給食の提供

【現状と課題】

- 学校給食は、成長期にある子どもたちの健康や発達のために欠かせない食事として、学校給食摂取基準に基づき、栄養バランスを考えて作っています。
- 日々、残食率調査を実施し、食べ残しの減量化対策を進めています。

【施策の方向】

- ①味つけの改良、新規献立の導入、行事食等の多種多様な取組、児童生徒の意向を反映します。《拡》
- ②給食訪問を実施し食の大切さを栄養士が指導します。《拡》
- ③食べ残しは「もったいない」とし、さらなる食べ残しの削減に努めます。《継》
平成31年度目標 めざそう値 自校方式 8.0% センター方式 11.0%
- ④自然の恵みや料理を作ってくれる人への感謝の気持ちを育み、給食の時間がより楽しく、心を豊かにことができる「おいしい給食」を推進します。《継》
- ⑤児童・生徒が食を学び、自ら食べたくなり、思い出に残る「おいしい給食」を、学校、保護者、調理者、生産者等とともに目指していきます。《拡》

★学校給食摂取基準＝

学校給食実施基準第4条に基づき、平成25年4月1日から施行。

・学校給食実施基準第4条

学校給食に供する食物の栄養内容は、第一号表に掲げる児童または生徒一人一回当たりの平均所要栄養量の基準による。

別表（第四条関係）

児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基 準 値			
	児童（6歳～7歳）の場合	児童（8歳～9歳）の場合	児童（10歳～11歳）の場合	生徒（12歳～14歳）の場合
エネルギー (kcal)	530	640	750	820
たんぱく質 (g) 範囲※1	20 16～26	24 18～32	28 22～38	30 25～40
脂 質 (%)		学校給食による摂取エネルギー全体の25%～30%		
ナトリウム（食塩相当量）(g)	2未満	2.5未満	2.5未満	3未満
カルシウム (mg)	300	350	400	450
鉄 (mg)	2	3	4	4
ビタミンA ($\mu\text{g RE}$)	150	170	200	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC (mg)	20	20	25	35
食物繊維 (g)	4	5	6	6.5

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。
マグネシウム・児童（6歳～7歳）70mg、児童（8歳～9歳）80mg、児童（10歳～11歳）110mg、
生徒（12歳～14歳）140mg
亜 鉛・児童（6歳～7歳）2mg、児童（8歳～9歳）2mg、児童（10歳～11歳）3mg、
生徒（12歳～14歳）3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、彈力的に運用すること。

※1 範 囲・・・示した値の内に納めることが望ましい範囲

○アレルギー対応

【現状と課題】

- 近年の食物アレルギーのある児童生徒の増加に伴い、適切な対応を図れるよう学校と保護者との連携に努めています。

【施策の方向】

- ①「古河市学校給食 食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、全教職員による知識の習得及びアレルギーのある児童生徒に関する情報の共有を図りながら、適切な対応に努めます。《継》
- ②食物アレルギー対応に係る校内体制の充実を図ります。《継》
- ③教職員等への食物アレルギーに関する正しい知識を習得するため、定期的に研修会を実施します。《継》
- ④食物アレルギーに関する学校における対応等について、保護者の理解を得るとともに情報提供に努めます。《継》
- ⑤学校給食センターでは、アレルギー対応食の提供を推進します。《継》

(2) 家庭や地域との連携

【総合計画の施策・主な取組より】

家庭や地域との連携を図り、子どもたちが正しい食習慣や食生活を身につけられるよう支援します。

【現状と課題】

- 各学校において給食参観（親子給食）を実施し、学校給食への理解を深めています。

【施策の方向】

- ①家庭や地域との連携を図り、子どもたちが正しい食習慣や食生活を身につけられるよう支援します。《継》
- ②学校給食献立のレシピを定期的に公開します。《拡》

(3) 地産地消の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

JA 等生産者団体との連携を深め、米飯給食の推進をはじめ、安全な学校給食食材の確保や加工品等への地元産品の活用を図るなど、地産地消を進め、児童生徒の地元農業への理解を深めます。

【現状と課題】

- 地場産物を活用した、安全安心でおいしい給食の提供に努めています。

【施策の方向】

- ①JA 等の地元生産者団体と連携し、地元産品の活用を図ります。《拡》
- ②地産地消を進め、児童生徒の地元農業への理解を深めます。《拡》
- ③定期的に地場産物を取り入れた統一献立を実施し、学校給食の食材として地場産物の拡大を図ります。《拡》
- ④古河市産 100%の米飯給食を推進します。《継》



サニーレタス、ニガウリ、カボチャ、ニンジン（茨城県青果物銘柄産地指定）



収穫



キャベツ畑

政策V 未来を担う青少年の健全育成

1. 家庭・地域の教育力の育成

(1) 家庭教育の推進

【総合計画の施策・主な取組より】

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭の役割の重要性を啓発するために必要な情報の提供に努め、家庭教育の充実を図ります。

○家庭教育力の向上促進

【現状と課題】

- 少子化や核家族化、都市化、情報化等の社会の変化に伴う、人間関係や地域のつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。
- 少子化が進む中で、若い世代の多くは、実生活の中で乳幼児に接する機会が少ないうちに親になり、子育てに対する不安を持つ親が増えています。
- 親だけでなく、青少年に対しても育児体験や家庭教育を学ぶ機会をつくり、親になる前からの教育を推進することも必要です。

【施策の方向】

- ①子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供を行います《継》
- ②就学前の保護者に対し、家庭教育力の向上を目指し、学習会等を実施します。《継》
- ③中学生高校生等、これから親になる子どもたちに対し、地域の保護者の協力のもと、乳幼児と触れ合う体験を通し、家庭教育や子育てについて学ぶ機会をつくります。《継》
- ④産前産後の夫婦等を対象に、家族の絆やつながりの大切さを学ぶことを目的とした学習会を提供し、家庭教育力の向上を目指します《新》
- ⑤市内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園での家庭教育に関する学習会の実施に向けた協力を求めていきます。《新》

○家庭教育推進のための学習機会の充実

【現状と課題】

- 都市化、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んだ結果、子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人がそばにいないという状態が見られます。
- 家庭では、基本的な生活習慣が身についていない子どもの増加、愛情不足や虐待などが問題となっており、家庭や地域の教育力の向上が求められています。
- 人々のライフスタイルや意識が多様化し、子育ての環境も様々で、一人で子育てを抱え込み周囲の支えをより必要としている親もいる現状があります。
- 市では親学習プログラム「親楽ブック」を作成し、子育てをする保護者向けに学習会を実施したり、保護者自身が自分の子育てについて振り返ったり、保護者同士が交流し合える関係を構築するきっかけづくりを行っています。
- 父親の家庭教育における重要性を啓発するため、父親のための学習機会を設けることも大切です。

★親学習プログラム「親楽ブック」＝

親同士が交流を図りながら、自分自身の子育てを振り返ったり、子育てに必要なスキルを主体的に学んだりすることができる参加型学習による学習教材として、古河市が独自に作成したもの。

【施策の方向】

- ①市内小中学校で実施する家庭教育学級を支援します《継》
- ②家庭の教育力を向上させるため、親自身の子育てへの理解を促進し、自身の子育てを振り返るきっかけをつくるなど、親としての学びや経験の場を提供します。《継》
- ③親学習プログラム「親楽ブック」を活用し、保護者同士のつながりを促し、孤独な子育ての解消に努めます。《継》
- ④「親楽ブック」の内容を、現状の社会環境や保護者が抱える悩み等に則して見直しを図り、充実させます。《拡》
- ⑤子育てやしつけ等の家庭教育を推進する上で、家庭の役割の重要性を啓発するため、市広報等の媒体の活用やリーフレット等を発行し、情報の提供に努めます。《新》

⑥様々な事情で家庭教育学級や学習会に参加できない保護者の支援を検討します。

《新》

⑦父親の家庭教育における重要性を啓発するために、父親のための学習機会を設けます。《継》



親楽ブック



親楽ブックを使用した学習会

(2) 地域教育力によるコミュニケーション能力の向上

【総合計画の施策・主な取組より】

子ども会活動等を支援し、関係団体への啓発を行うとともに、地域教育力の活性化や子どもたちのコミュニケーション能力の向上に努めます。

【現状と課題】

- 現代社会において、幼児期から集団で遊ぶ機会や年齢の異なる青少年同士の交流の機会が減少する中、青少年のコミュニケーション能力の低下が指摘されています。
- かつては子ども会活動が盛んで、子どもたちは地域の大人たちに見守られながら、様々な活動を通して集団生活や社会規範等を学んできましたが、現在の少子化により、市内における子ども会組織が構成できない地域もあります。
- 市で実施している児童を対象とした「子ども週末活動支援事業」は、一部を除いて小学校区ごとに実施されていますが、市内の全学校区に拡充していくためには、地域の協力をいかにして得られるかが課題です。

【施策の方向】

- ①地域に住む子どもたちを組織化し、遊びや様々な体験を中心とする集団活動をしながら、人間性豊かな子どもたちを育てるために、地域の大人や協力者・指導者・コミュニティが協力して、地域の活性化や子どもたちのコミュニケーション能力の向上に努めていきます。《新》
- ②子ども会や青少年団体の育成・支援や青少年の様々な地域活動への参加を促進します。《継》
- ③地域における青少年活動を支援する指導者等を確保するため、人材育成に努めます。《新》
- ④子ども会組織の構成が困難な地域に対して、今後も存続できるよう支援や助言等を行っていきます。《新》
- ⑤青少年に対する地域教育力の活性化と奉仕活動・体験活動の充実を目的に、エンジョイサタデー（地域における子どもの週末活動）が市内全域で実施されるように働きかけていくとともに、ワイルドダッシュをはじめとする自然体験や社会体験等を実施します。《継》